

# 八戸市被災者定着促進事業 住宅再建補助金

東日本大震災により被災した住宅の再建を行う被災者に対し

## 再建に要する経費の一部を補助します

### 対象要件

■次の全ての要件を満たすものが対象となります。

①被災者が居住するための住宅を、被災者本人またはその3親等以内の親族が、八戸市内に新たに取得(新築、増築または購入)すること

※「被災者」とは、東日本大震災(以下「震災」という。)により住宅に被害を受け、全壊、大規模半壊、半壊のり災証明書が交付されている方、または東京電力福島第一原子力発電所事故(以下「原発事故」という。)に伴い指定された避難指示区域内に当時住んでいて被災し、そのことを示す被災証明書が交付されている方を指します。

②被災住宅が滅失していること(正当な理由がある場合はこの限りではありません。)

③過去に本補助金の交付を受けていないこと

④住宅の取得に係る契約を平成23年3月11日以降に取り交わしていること

⑤震災による住宅被害または原発事故による被災が、住宅取得の直接の動機であること

⑥取得する住宅が、住宅部分の床面積が50㎡以上で、建築基準法等の関係法令に違反していないこと

### 補助金額

■補助金の対象は住宅再建に要する経費の1/2の額です。ただし、各条件によって限度額があります。

※その金額に1,000円未満の端数がある場合、これを切り捨てた額とします。

※設計、造成工事、外構工事および各種申請等に要する経費並びに被災住宅の解体経費は除きます。

補助対象要件		補助限度額
新築	津波被災者が津波浸水区域外の土地購入	400万円
増築	津波被災者が津波浸水区域内のかさ上げ (高さ50cm以上の場合に限る)	300万円
建売購入等	上記以外(注1)	250万円
中古住宅購入(注1)		200万円

注1:土地をかさ上げする場合を除き、平成25年7月1日以降の契約は、津波浸水区域以外に再建する場合に限り補助対象とします。

分譲集合住宅の場合は、新築で敷地利用権が所有権であっても土地購入としません。

### エントリーおよび申請受付期間

平成31年4月1日(月)～令和2年1月31日(金)

### 必要書類

◎仮受付(エントリー)申請

■仮受付(エントリー)申請書

■り災証明書(原発事故の被災者は被災証明書)の写し

◎交付申請(詳しくはエントリー時までにご説明します)

■交付申請書

■住宅取得に係る契約書及びその内訳が分かる書類の写し

■建築確認に関する書類

■(かさ上げする場合)状況が確認できる写真や図面の写し

※住宅の引渡し後に必要な書類もあります(詳しくはエントリー時までにご説明します)

#### 問い合わせ先

八戸市 建設部 建築住宅課(別館9階)  
電話: 0178-43-2111(内線4560)

FAX: 0178-44-3220

受付時間: 平日 8:15~17:00

E-mail: kenchiku@city.hachinohe.aomori.jp